

第2節 里地里山、里川、里海（湖）の保全再生と持続的な活用

1 里地里山の保全および活用

（1）里地里山の保全・活用に向けた取り組み

①里地里山の現状と課題【自然環境課】

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林*1により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理がなされなくなりました。また、近代化された農法の普及、基盤整備の進展、耕作放棄地の増加等により、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。その結果、素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生き物が見られなくなりました。比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック」（第2部第1章第7節参照）の中にも、メダカ、ゲンゴロウ、サギソウなど里地里山を生息域とする生物が数多くリストアップされています。

したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性を保全する上で極めて重要な課題となっています。



水田脇に作られた手掘りの水路と池

なお、里地里山はさまざまな人間の働きかけを通じて維持される環境であるため、原生的自然を対象とした開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する従来型の保全手法とは異なる、その地域の自

然的・社会的特性に応じた人為的な働きかけ（管理・活用）の持続を図る仕組みづくりが必要です。

②重要里地里山とは【自然環境課】

県では、平成15年度に、県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット*2となっている地域を選定するための調査を実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域について、生物多様性を保全する上で重要な里地里山という意味で「重要里地里山」として位置づけ、平成16年度に30地区を選定しました。

③保全活用に向けた取り組み【自然環境課】

A 里地里山の保全活動

重要里地里山のうち、若狭町中山地区は、周囲を小高い山に囲まれ、昔はすべて水田でした。

現在は、半分が放棄田になっており、ヨシ（地元では「かや」と呼ぶ。）に覆われています。この水田のことを「かや田」と呼んでいます。

このかや田には、現在も、ミズアオイやダルマガエルをはじめとして多くの希少な生物が生息しており、その保全が必要となっています。

そこで、平成23年度に、地元団体、県、若狭町が生物多様性保全協定を締結し、復田の実施や維持管理、ウシガエル駆除の研修会や除去作業、生物調査など、同地区の生物多様性の保全活動を行っています。



ウシガエルの駆除活動（若狭町）

*1 二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊された後に自然に成立した森林のこと。

*2 ホットスポット：希少野生生物が特に多量生息・生育する地域のこと。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種は、メダカやゲンゴロウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

重要里地里山の判定基準

- その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種*2）が多種確認されている
- 県RDB種の県内の代表的な生息地である
- 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- 県RDB種の県内唯一の生息地である

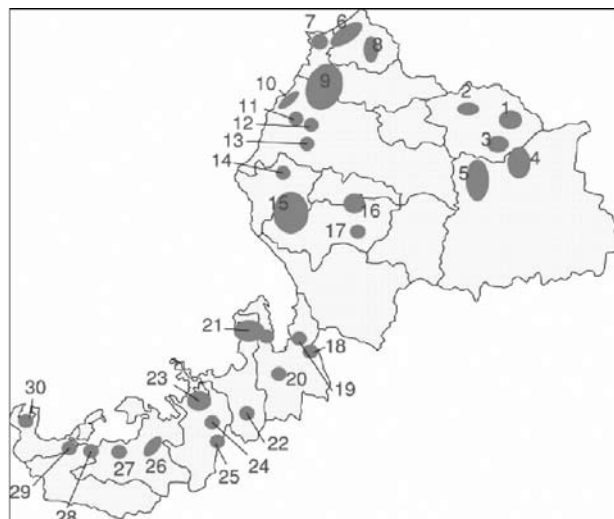


図 2-1-5 福井県重要里地里山 30 地区*1

表2-1-6 福井県重要里地里山30地区

地域	No.	地 区 名	市 町	県RDB 種数*2	面 積	地域	No.	地 区 名	市 町	県RDB 種数	面 積
奥越	1	勝山市北谷町 ため池跡・ミチノクフクジュソウ自生地	勝山市	13	約40ha	丹南	16	三里山 里山	鯖江市 越前市	29	約1000ha
	2	長尾山 里山・湿地	勝山市	10	約140ha		17	旧武生市味真野地区 湧水地	越前市	16	約20ha
	3	勝山市平泉寺町 里山・ため池群・山ぎわの水田	勝山市	34	約580ha		18	池河内湿原周辺 水田・笹の川	敦賀市	54	約80ha
	4	六呂師高原 湿地群・草地	大野市 勝山市	53	約530ha		19	中池見湿地 水田・小川・周辺の森林	敦賀市	60	約110ha
	5	大野盆地 湧水地・赤根川	大野市	21	約160ha	二州	20	野坂岳山麓 湧水湿地・ため池	敦賀市	18	約160ha
坂井・福井	6	北潟湖周辺 ため池・丘陵辺緑部の水田	あわら市	66	約1600ha		21	敦賀半島 湧水湿地	敦賀市 美浜町	31	約380ha
	7	陣ヶ岡丘陵地周辺 池・湿地・水路	坂井市	34	約190ha		22	耳川上流の開拓地 ハンノキ林・湿地	美浜町	12	約70ha
	8	金津東部 ため池群・山ぎわの水田・水路	あわら市	66	約2400ha		23	菅湖と三方湖周辺 湿地・水田地帯	若狭町	100	約460ha
	9	坂井平野 水田地帯	あわら市・ 坂井市・福井市	68	約7200ha		24	旧三方町黒田地区 水路・山ぎわの水田	若狭町	16	約130ha
福井	10	福井市鷹巣地区北部 池・山ぎわの水田	福井市	23	約310ha		25	旧三方町白屋地区 ため池	若狭町	17	約30ha
	11	高須山山麓 棚田・周辺の森林	福井市	13	約130ha	若狭	26	小浜市口名田地区 ため池・山ぎわの水田・水路	小浜市	17	約50ha
	12	福井市上郷地区 山ぎわの水田・周辺の森林	福井市	14	約150ha		27	小浜市飯盛地区 山ぎわの水田・水路・ため池	小浜市	24	約120ha
	13	未更毛川上流 山ぎわの水田・ため池	福井市	41	約310ha		28	旧大飯町本郷地区 東部山ぎわの水田・ため池	おおい町	15	約50ha
	14	旧織田町萩野地区 ため池群・山ぎわの水田	越前町	26	約360ha		29	子生川周辺 ため池	高浜町	13	約60ha
丹南	15	丹生山地南部 ため池群・山ぎわの水田	越前町 越前市	59	約5000ha		30	高浜町内浦地区西部 ため池・棚田	高浜町	18	約210ha

*1 福井県重要里地里山 30 地区：この地域は、生物調査の結果をもとに、里地里山に依存して生きる絶滅危惧生物が多いなどの基準によって選ばれています。このため、ブナ林やシイ・カシ林など、基本的に人が関わらなくとも維持される原生的自然は含まれていません。

*2 県RDB種数：現地調査により保全の重要性が確認された場所および周辺で生息・生育が確認されている種のうち、里地里山環境にすむ県レッドデータブック掲載種の数

イ 水田の自然再生

コウノトリをシンボルとした水田生態系の再生を推進するため、水田でできる小規模な自然再生手法をまとめた小冊子「水田の自然再生マニュアル」を作成するとともに、その内容を紹介するため、県内各地で自然再生座談会を開催しました。



図 2-1-7 水田の自然再生マニュアル

ウ 市民団体のネットワーク化

県内の里地里山を保全・活用するため、自然再生活動団体、農業者、漁業者、教育機関などの交流会を県内5地域で実施し、地域の自然再生ネットワークを形成することにより、多様な主体による活動の連携を図ります。



里地里山地域資源ネットワーク交流会
平成 24 年 12 月 10 日開催

④里山林の整備【県産材活用課】

林業を取り巻く厳しい社会情勢のもとで、林家の経営意欲の減退や山村の過疎化により、一部の里山では森林が放置され荒廃が進んでいます。

このような中、県民の環境保全に関する意識は高

まってきており、身近な里山林の整備や自然環境体験活動に自ら参加することで、森林・林業への理解を深める機会が創出され、山村地域の活性化に繋がっていくことが期待されています。

このため、地域住民やボランティア等による「里山の森づくり」や「ふるさとの森づくり」、「漁民の森づくり」など、里山の再生を目指したさまざまな活動による継続的な森づくりが実践されています。

さらに、近年、全国的に活発化しているCSR活動の一環として、森林の整備・保全を通じた社会貢献活動を積極的に展開する企業が見られるようになり、平成 23 年度末で 8 社が継続した活動を実施しています。



企業の森づくり活動（勝山市）

（3）農村の整備【農村振興課】

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設の維持管理が粗放化し、水資源の涵養や景観の保全、生き物の生息場所といった農業・農村が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行い、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生に努めています。

特に中山間地域では、農業生産条件が平地部に比べ不利なことから、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを推進するとともに、地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

2 都市の緑の保全と整備

(1) 都市公園【都市計画課】

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうるおいを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害発生の緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、地域的な均衡を図るため、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進めており、現在「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」および「トリムパークかなづ」の3公園が全面供用されており、丹南地域においては、「丹南総合公園」を整備しています。

本県における都市公園整備状況は、平成24年3月末現在、13市町（9市4町）において開設数827か所、面積1,131haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、15.6㎡（全国平均11.3㎡）であり、全国第9位の整備水準です。



トリムパークかなづ

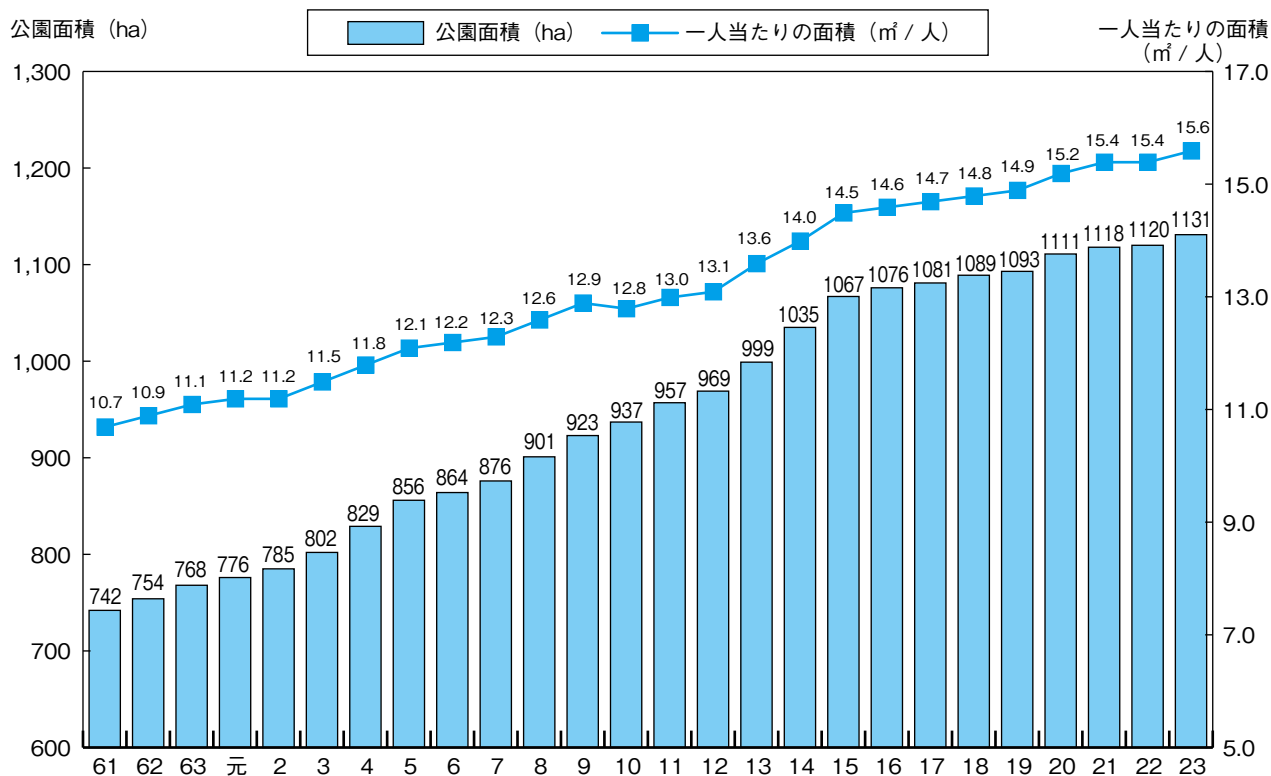


図 2-1-8 県内の都市公園面積の推移

（2）広域緑地計画、緑の基本計画【都市計画課】

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努める必要があります。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（平成24年3月末現在、勝山市、福井市、越前町、大野市、鯖江市、敦賀市、坂井市、越前市が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表2-1-9 風致地区*1の指定状況（平成24年3月末）

地 区 名	所在地	面積(ha)
福井城跡風致地区	福井市	6.9
足羽川風致地区	福井市	108.8
足羽山風致地区	福井市	194.9

表2-1-10 緑地協定*2（緑化協定）の締結状況
（平成24年3月末）

協 定 名	所在地	面積(ha)
八幡地区緑化協定	越前市	3.1
福井北インター流通センター緑化協定	福井市	10.9
サンライフ東中野緑化協定	坂井市	5.3
福井市中央工業団地緑地協定	福井市	16.9
北府地区緑地協定	越前市	3.2

（3）開発許可制度による緑地の保全と創出

【都市計画課】

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているか等の審査を行い、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

（4）水と緑のネットワーク整備【河川課】

福井市の中心域には、歴史のある用水路が張りめぐらされ、市内の河川とともに、市民が身近にふれあえる貴重な水辺として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の都市化の進展や農地の減少により、水路や河川を流れる水量が減少するとともに、水路の埋立てや蓋がけが進むなど、市内の貴重な水と緑の空間が失われつつあります。

このため、九頭竜川から市内の用水路や河川に環境用水を導水することにより、河川における維持流量の確保を進めます。また、モデル箇所を整備を行い、「歴史の風格と自然のやすらぎ 水と緑に彩られた都市の活力・福井の街づくり」をめざします。

平成22年度は、底喰川の島田橋周辺で自然環境が体験できる水辺空間の整備を行いました。



底喰川における水辺空間の整備

*1 風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

*2 緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

3 農村環境の保全【農村振興課】

(1) 自然環境を活かした魅力ある農村環境づくり

農村は、健全で持続的な農業が維持されることにより、食料の安定供給とともに、国土・環境保全、水源の涵養、保健休養、やすらぎ、伝統文化の継承などの多面的機能を発揮しており、人々の生活に不可欠なものです。

また、人々に安らぎを与えてくれる緑豊かな農村環境は、地域住民のみならず農村にゆとりと安らぎを求める都市住民にとっても極めて重要であり、地域共有の財産として維持・保全していく必要があります。

県では、農村の環境を適切に維持・保全するとともに、将来を担う感性豊かな子どもたちを育てるため、農村環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを生き物とのふれあいの場として活用し、農村の持つ多面的機能の啓発普及など、農業・農村や自然環境への関心と理解を深める取り組みを行っています。

(2) 環境との調和に配慮した農業農村の整備

農村では、水田などの農地のほか、用排水路、ため池、畦や土手・堤といった様々な環境により、多様な生態系が形成されてきました。

しかし、近年の開発等により野生生物種の個体群の絶滅が危惧されています。

このため、農業・農村の整備においては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を維持・供給する「環境との調和に配慮」した整備を進めるため、環境に係る情報協議会を設置し、地域住民や専門家を交えて意見交換を行い、事業計画に反映しています。

また、田んぼや用排水路などに生息する生き物を調査し、「環境との調和に配慮」した整備手法・工法の検討も行っています。

検討した結果を受けて開発されたおさかなステーション（農業水路に適度な土砂堆積と周年水が確保される泥溜鉢を設け、生き物の生息場所を確保）や、通常使用する工事資材を利用したスロープ水路（生き物のはい上がりが可能）などさまざまな施設を施工しています。

施工の前後に行われる生き物調査は地元小学校な

どの環境学習の場にも利用されています。



水田や水路での生き物観察会
(勝山市成器南小学校)

(3) 地域共同による農地・水・環境の保全

食料生産をはじめ、自然環境の保全などさまざまな機能を有する農地や農業用水などは、生活に欠かせない地域共有の資源です。これらは農業生産の営みを通じて守られてきましたが、近年、農業・農村は担い手不足の深刻化や高齢化の進行、農村の活力低下といった状況に直面しており、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱くなってきています。

こうした状況の中、農業者だけでなく非農家等多様な主体の参加による、地域ぐるみで行う資源の保全活動を進めています。

平成24年度は、県内674組織、約25,000haで、農地や農業用水などの地域資源の保全や農村環境の向上に向けた活動が展開されています。



地域住民によるビオトープの造成
(大野市 富田農地環境保全協議会)